

## 日田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

### 1. 目的・理由

政務活動費に係る対象経費の見直し等を図るため、所要の改正を行うこと。

### 2. 内容

- ・別表中、政務活動費に係る対象経費に関し、全国市議会議長会作成の「政務活動費に関するQ & A（参考指針）」等を参考に、規定の見直しを行うこと。
- ・政務活動費に関する事務処理について、一般選挙後に議長が選挙されるまでの間議会事務局長が行うことができるよう、所要の規定の整備を図ること。

### 3. 施行の時期

公布の日（適用日：令和元年5月1日）

### 4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第3号に該当するため。

#### 該当理由

予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするときに該当するため。